

2026年度要員確保に関する申し入れ

日時 令和8年3月27日（金）午後6時00分～午後6時10分

場所 大阪市役所地下1階 第7共通会議室

<所属>

令和7年12月23日にいただきました、「2026年度要員確保に関する申し入れ」に対して次のとおり回答させていただきます。

2026年度の申し入れ内容につきまして、業務内容・業務量に見合った業務執行体制の確保に向けて調整を進めているところでございますので、勤務労働条件に影響を及ぼすものではないと考えております。

（支部）

只今、次年度の要員確保に関する申し入れに対して所属から、「業務内容・業務量に見合った業務執行体制の確保に向けて調整を進めており、勤務労働条件に影響を及ぼすものではない」との考えが示されたが、具体的な内容は示されておらず、支部としては、申し入れ時にも伝えているが、組合員の勤務労働条件に影響を及ぼす事項については、支部・所属での十分な交渉・協議が行われなければ、課題解決は図れないと認識しており、業務内容と業務量について明確に示すよう求める。

また、現在欠員が生じている状況であるが、欠員については全て補充されると認識しているが、補充についての考え方を伺いたい。

併せて、職員の過重負担になる恒常的な時間外労働が生じている繁忙職場については、十分に精査するとともに、必要な要員を確保するよう申し入れ、所属からは「超過勤務の状況、年次有給休暇の取得状況の把握については、重要な事項であると認識している」と申し入れ時に示されているが、どのような状況であったのか伺いたい。

<所属>

業務体制の変更として、国土交通省割愛派遣の土木係長ポストの廃止、統計調査担当における国勢調査に係る事務係長ポストの廃止、また、今後本格化が想定される新モビリティに係る実証実験等に的確に対応できる専門的知識と総合交通体系全般に係る豊富な知見が求められるため交通政策課におけるライドシェア担当課長及び課長代理のポストを廃止し、新たに新モビリティ調整担当課長及び土木の課長代理ポストの新設を行います。加えて、都市再生緊急整備地域に係る国での派遣研修を受けるため開発計画課土木係長級ポストを新設します。

要員につきまして、当局の令和7年度退職者は年度途中で建築2名、事務1名、年度末に土木3名、建築2名、事務1名と、建築の再任用短時間職員1名の合計10名です。

年度途中で府への帰任の土木係長ポスト1名及び年度途中退職の建築確認課の建築係員

1名について現在欠員が生じているところです。令和8年度昇任者は、土木1名、建築2名、事務2名の計5名でございます。

職員の勤務労働条件を確保する観点から、業務内容・業務量に見合った業務執行体制を構築しなければならないと考えており、全ての欠員状態の解消に向け、所属としても、適切に対応してまいります。

また、超過勤務については、総務担当、統計調査担当、都市計画課において、前年度に比して超過勤務の実績が増加している状況でございます。

総務担当においては、3D都市モデルにかかる国費調整・仕様書作成・入札等業務委託事業者決定業務などの業務などが集中したことが主な要因と考えておりますが、今後は事務の平準化が図られる見込みです。統計調査担当においては、令和7年国勢調査の本調査実施にかかる、区役所からの問い合わせ、国勢調査員の調査票の配布誤り・個人情報紛失などへの区役所との対応連携、郵送調査票の仕分け、審査、データ入力に関し民間派遣職員の作業における指示、職員による難件調査票処理を行うなど多岐にわたる作業などが要因と考えておりますが、これらの業務も終了したことから、今後は事務の平準化が図られる見込みです。

都市計画課においては、附置義務条例見直しに係る有識者会議の資料作成、条例改正に係る協議・資料作成業務や、都市計画変更案件の年内都市計画審議会に至る手続きに係る協議・資料作成業務の増加などにより超過勤務が増加しましたが、これらの業務も終了したことから、今後は事務の平準化が図られる見込みです。

今後も引き続き、業務の平準化や事務の効率化に取り組み、超過勤務の縮減に努めてまいります。

年休取得については、現時点において昨年度とほぼ同様に取得が進んでいるものの、完全取得にはいたっていないことから、業務の簡素化・効率化を図りながら、引き続き休暇を取得しやすい職場環境の構築に向けて取り組んでまいります。

(支部)

業務体制の変更点として、国土交通省割愛派遣の土木係長ポストの廃止、統計調査担当における国勢調査に係る事務係長ポストの廃止、また、今後本格化が想定される新モビリティに係る実証実験等に的確に対応できる専門的知識と総合交通体系全般に係る豊富な知見が求められるため交通政策課におけるライドシェア担当課長及び課長代理のポストを廃止し、新たに新モビリティ調整担当課長及び土木の課長代理ポストの新設を行う。加えて、都市再生緊急整備地域に係る国での派遣研修を受けるため開発計画課土木係長級ポストを新設することが示された。

一方で、年度途中における退職等により、交渉において支部・所属によって確認された業務執行体制とは異なる状況も発生している。こうした事態は職場に影響をきたすものであると考えるが、勤務労働条件に影響を及ぼさないよう業務整理等が行われるべきである。管理運営事項の処理の結果、影響を受ける勤務労働条件は、交渉事項の対象であることを、

申し添えしておく。

また、今年度、超過勤務の実績が前年度に比して増加している職場が存在しているが、今年度固有の超過勤務の増加要素等もあるが、「業務の平準化や事務の効率化に取り組み、超過勤務の縮減に努めていく」と示された。実効あるものとなるよう具体的な対応を行うよう求める。加えて、欠員については、「全ての欠員状態の解消に向け、所属としても、適切に対応してまいる」との認識が示されたところであり、そのように確認する。しかしながら、具体的な業務執行体制については、本日の交渉で明らかにされていないことから、早急に明らかにするよう求める。

<所属>

「具体的な業務執行体制については明らかにされていない」とのご指摘を踏まえ、業務執行体制の全体像について、改めて近日中に回答させていただきたいと考えております。

(支部)

所属から、「業務執行体制の全体像について、改めて近日中に回答させていただきたい」とのことであるので、そのように取り扱いさせていただき、本日の交渉を終了する。